

資源循環促進税に関する特記仕様書

本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合（中間処理施設を経由する場合を含む。）は、愛媛県資源循環促進税条例に基づき資源循環促進税が課税されるので適正に処理すること。